

入札説明書

航空自衛隊新潟救難隊の2号隊舎空調設備改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和5年9月27日
- 2 契約担当官等 契約担当官
航空自衛隊新潟救難隊
会計班長 井上 直人
(〒950-0031 新潟県新潟市東区船江町3-135)
- 3 工事概要
 - (1) 件 名 2号隊舎空調設備改修工事
 - (2) 工 期 契約締結日 ～ 令和6年3月29日
 - (3) 工事場所 航空自衛隊新潟分屯基地
 - (4) 工事内容 仕様書のとおり
 - (5) そ の 他 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- 4 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前号の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 防衛省競争参加資格の「管」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC級以上であること。
 - (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号（28.3.31））（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (6) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、工事に係る入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
（ア）親会社と子会社の関係にある場合
（イ）親会社を同じくする子会社の関係にある場合
 - イ 人的関係
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者ではないこと。
 - (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者とは契約を行わないこととする。
- 5 担当部局 航空自衛隊新潟分屯基地新潟救難隊基地業務小隊会計班
(〒950-0031 新潟県新潟市東区船江町3-135)
TEL 025-273-9211（内線）272
FAX 025-273-9211

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書の提出は、次に示すとおりとする。

- ア 提出期間 令和5年9月27日 ～ 令和5年10月16日 (行政機関の休日を除く。)
(上記期間中、午前8時15分から午後5時00分まで。ただし午後12時00分から午後1時00分までの間を除く。)
- イ 提出方法 郵送等、配達手段による提出のみとし、令和5年10月16日までに必着とする。

- ウ 提出場所 上記5に同じ

- (2) 申請書は、別紙様式第1により作成すること。
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は申請時に提出された返信用封筒により、令和5年10月24日までに通知する。
- (4) その他
- ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 契約担当官等は、提出された申請書を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書提出時には、別紙様式第1に記載の書類を添付し、提出のこと。
- カ 申請書に関する問い合わせ先は、上記5に同じ

7 競争参加資格がないと認めた者に対する説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求めることができる。
- ア 提出期限 令和5年11月2日 15:00
- イ 提出場所 上記5に同じ
- ウ 提出方法 書面(様式随意)を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和5年11月13日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。
- ア 提出期間 令和5年9月27日 ～ 令和5年11月24日 (行政機関の休日を除く。)
(上記期間中、午前8時15分から午後5時00分まで。ただし午後12時00分から午後1時00分までの間を除く。)
- イ 提出場所 上記5に同じ
- ウ 提出方法 書面(様式随意)を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ア 閲覧期間 令和5年11月20日 ～ 令和5年11月28日 (行政機関の休日を除く。)
(上記期間中、午前8時15分から午後5時00分まで。ただし午後12時00分から午後1時00分までの間を除く。)
- イ 閲覧場所 上記5に同じ

9 入札方法等

- (1) 郵送等、配達手段による入札とする。ただし、電送による入札は認めない。
- (2) 入札書の提出期間、提出場所等
- ア 提出期間 令和5年10月24日 ～ 令和5年11月27日 (行政機関の休日を除く。)
(上記期間中、午前8時15分から午後5時00分まで。ただし午後12時00分から午後1時00分までの間を除く。)
- イ 提出場所 上記5に同じ
- ウ 提出方法 入札書を封筒に入れて封かんし、封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらに工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、郵送等により提出する。なお、入札書の提出にあたっては本競争における参加資格確認通知書又はその写しを提示する。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除とする。
- (2) 契約保証金 納付。なお、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができるが、原則として、公共工事履行保証証券による保証を付すものとし、公共工事履行保証証券を提出した場合は、契約保証金を免除する。
契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予算決算及び会計令第86条の調査を受けた者との契約については10分の3)以上とする。
公共工事履行保証証券による保証を付すことができない場合は、前項6に示す申請書提出時にその理由及び保証の手段を記載した書面(様式任意)を契約担当官に提出するものとする。契約担当官は、その理由を確認の上、公共工事履行保証証券以外による納付等の可否を通知する。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 工事費内訳明細書を郵送等、配達手段により提出するものとする。本金額は第1回の入札書に対応する金額でなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
- ア 総括表の構成に対応した経費項目(直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等)を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量等に対応する摘要(土木工事にあつては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。
- イ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名(必ず押印する。)並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
- ア 提出期限 令和5年11月27日 17時00分
- イ 提出場所 上記5に同じ。
- ウ 提出方法 郵送等、配達手段による提出とする。なお、提出期限必着とする。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、下表の各項に該当する場合は、工事に係る入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

①未提出であると認められる場合	(1) 工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2) 工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
②記載すべき事項が欠けている場合	(1) 数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
③記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 提出業者名に誤りがある場合
	(2) 工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
④その他	(1) 他入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

- (1) 開札の日時及び場所
- ア 開札日時 令和5年11月29日 14時00分
- イ 開札場所 航空自衛隊新潟分屯基地新潟救難隊基地業務小隊会計班
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。1回目の開札で落札者がいないときは、「工事に係る入札心得書」第10条の規定に従い、契約担当官が指定する日時において再度の入札を行う。その際、日時については別途通知する。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 本説明書及び工事に係る入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札
- エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時に於いて4に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (2) (1) の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については契約担当官から指示をする。

15 契約書等の作成 有

16 再苦情申立

- (1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立を行うことができる。当該再苦情申立については入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類の入手先は上記5に同じ。

17 関連情報を入手するための窓口
上記5に同じ

18 その他

- (1) 入札参加者は、工事に係る入札心得書及び航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項を熟読し、工事に係る入札心得書を遵守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊新潟救難隊
会計班長 井上 直人 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

令和 5 年 9 月 2 7 日付で入札公告のありました 2 号隊舎空調設備改修工事に係る競争参加資格について確認されたく申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないことを誓約いたします。

記

- 1 入札説明書 4（2）に定める資格を証明する書類（資格審査結果通知書）
- 2 入札説明書 4（6）に定める資本関係・人的関係に係わる書類
- 3 工程表（付紙による。）
- 4 配置予定の技術者（様式任意であるが、最終学歴、工事経験の概要及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。併せて法令による資格、免許証のコピーを添付すること。）
- 5 同種の工事の施工実績を記載した書面

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

工 程 表

工事名:2号隊舎空調設備改修工事
会社名:

項 目	単 位	数 量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見